

保保発 1107 第 3 号  
保国発 1107 第 2 号  
保高発 1107 第 1 号  
平成 29 年 11 月 7 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局保険課長  
（公 印 省 略）  
厚生労働省保険局国民健康保険課長  
（公 印 省 略）  
厚生労働省保険局高齢者医療課長  
（公 印 省 略）

医療費通知を活用した医療費控除申告の簡素化について（協力依頼）  
（平成29年度税制改正）

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条の規定による所得税法（昭和40年法律第33号）の改正等により、下記のとおり、所得税及び個人住民税に係る医療費控除の適用を受ける際の申告手続が変更されます。

貴職におかれては、改正内容を御了知の上、下記3. 記載の内容につき、貴管内市町村（特別区を含む。）に周知を図るとともに、住民から問い合わせがあった際には適切に対応されるよう、その運用に当たり十分ご留意をお願いいたします。

なお、この通知については、税務当局と協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1. 所得税法の改正について

#### （1）改正の内容

所得税及び個人住民税に係る医療費控除の適用を受ける者は、現行の医療費の領収書又はセルフメディケーション税制の対象となる特定一般用医薬品等購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を申告書に添付しなければならないこととされた。

この場合において、税務署長又は市町村長は、確定申告期限等から5年間、当該医療費控除の適用に係る医療費の領収書（以下①及び②に掲げるものを除く。）又は特定一般用医薬品等購入費の領収書の提示又は提出を求めることができることとされ、当該求めがあったときは、当該医療費控除の適用又はセルフメディケーション税制の適用を受ける者は、これらの領収書の提示又は提出をしなければならないこととされた（所得税法等の一部を改正する等の法律第1条の規定による改正後の所得税法第120条第4項及び第5項等）。

- ① 医療費の明細書への医療費の額等の記載に代えて医療保険者から交付を受けた医療費通知を申告書に添付した場合における当該医療費通知に係る医療費の領収書（紙媒体による所得税の確定申告及び個人住民税の申告）
- ② 電子情報処理組織を使用して所得税の確定申告を行った際に、医療費の明細書への医療費の額等の記載に代えて医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを送信した場合における当該医療費通知情報に係る医療費の領収書（所得税のe-Taxによる確定申告）

## （2）施行期日等

1.（1）の改正は、平成29年分以後の所得税の確定申告書及び平成30年度分以後の個人住民税の申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用することとされた。

ただし、経過措置として、平成29年分から平成31年分までの所得税の確定申告及び平成30年度分から平成32年度分までの個人住民税の申告については、現行の医療費の領収書又は特定一般用医薬品等購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用もできることとされた（所得税法等の一部を改正する等の法律附則第7条及び第58条）。

## 2. 健康保険法施行規則等の改正について

### （1）改正の内容

今般、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）等※の一部が改正され、1.の改正により医療費通知又は医療費通知情報（以下「医療費通知等」という。）を医療費の明細書として添付又は送信する場合における当該

医療費通知等については、医療保険者は以下の事項を通知することを標準とする規定が新設された（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 41 号）第 1 条の規定による改正後の健康保険法施行規則第 112 条の 2 等）。

- ・被保険者又は被扶養者の氏名
- ・療養を受けた年月
- ・療養を受けた者の氏名
- ・療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称
- ・被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額
- ・保険者の名称

※ 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）についても、健康保険法施行規則に準じた改正を行っている。

## （２）施行期日等

２．（１）の改正は、平成 30 年 1 月 1 日に施行することとされた。

なお、医療保険者が本改正に対応した医療費通知等の交付等を実施するまでには、準備のために一定の時間を要することから、平成 30 年 1 月 1 日以降、一部の医療保険者から段階的に本改正に対応した医療費通知等の交付等を実施することとする。

## ３．地方公共団体が独自に実施する医療費助成額について

本制度改正に対応した医療費通知等に記載される「支払った医療費の額」には、医療保険者が把握しているもののみが記載されるため、医療費通知等に記載されていない地方公共団体が独自に実施する医療費助成の額（自己負担額の減免分）など医療費を補填するものがある場合は、国税庁が示している「医療費控除の明細書」における「医療費通知に関する事項」欄にその金額を記載するか、医療費通知に追記する必要がある。

この場合の申告手続に資するため、地方公共団体が独自に実施している医療費助成の額（自己負担額の減免分）について、住民から照会があった場合には、適切に対応いただくよう、ご協力をお願いする。

なお、この内容については、各医療保険者から被保険者に対しても周知する予定であることを申し添える。